

福島県青少年健全育成条例新旧対照表

新	旧
<p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(定義) 第十四条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (一) 青少年 十八歳未満の者をいう。</p> <p>(二)～(七) (略)</p> <p>第十五条～第二十五条の二 (略)</p> <p>(場所の提供及び周旋の禁止) 第二十六条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (一)・(二) (略) (三) 暴行又は賭博 行為 (四) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚醒剤 を使用する行為 (五)～(七) (略)</p> <p>第二十六条の二～第三十九条 (略)</p> <p>附則 この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(定義) 第十四条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (一) 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>(二)～(七) (略)</p> <p>第十五条～第二十五条の二 (略)</p> <p>(場所の提供及び周旋の禁止) 第二十六条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (一)・(二) (略) (三) 暴行又はとばく行為 (四) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為 (五)～(七) (略)</p> <p>第二十六条の二～第三十九条 (略)</p>